



(5)	・「▽尾張国山田郡両村郷白米▽」	〔近江国高嶋郡□□郷〕	154×21×5 051
(6)	・「▽五斗」	〔▽五斗〕	189×25×4 031
(7)	・「▽参河国渥美郡」	〔▽参河国渥美郡〕	(94)×24×3 081
(8)	・「▽真手蛤交腊上」	〔▽真手蛤交腊上〕	(145)×17×2 039
(9)	「美濃国□」	〔美濃国□〕	(62)×20×5 019
(10)	「▽丹後国熊野郡佐野」	〔▽丹後国熊野郡佐野〕	(126)×30×4 039
(11)	「播磨国賀茂」	〔播磨国賀茂〕	(88)×(12)×3 081
(12)	・「□□川勾□神得白米五斗」	〔□□川勾□神得白米五斗〕	(135)×(17)×5 081
(13)	・「天平十六年」	〔天平十六年〕	(170)×28×7 039
(14)	「▽近江国浅井郡速水」	〔▽近江国浅井郡速水〕	(79)×18×3 039
(15)	・「近江国浅井郡益田郷」	〔近江国浅井郡益田郷〕	(88)×(20)×(3) 019
(16)	・「▽國宝〔飯力〕」	〔▽國宝〔飯力〕〕	(164)×(19)×10 081
(17)	・「▽得足米五斗」	〔▽得足米五斗〕	223×(18)×4 033
(18)	・「▽足積□」	〔▽足積□〕	(132)×24×4 059
(19)	「▽細江穴大友」	〔▽細江穴大友〕	(75)×24×4 039
(20)	「藁菊郷丸▽豊嶋」	〔藁菊郷丸▽豊嶋〕	187×28×3 051
(21)	〔□□□□□□□□□□□□〕	〔□□□□□□□□□□□□〕	
(22)	・「▽□□□□□□□□□□」	〔▽□□□□□□□□□□〕	
(23)	・「▽米五斗」	〔▽米五斗〕	
(24)	□□□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□□□	

1998年出土の木簡

(61) 出米	(60)	(59)	(58)	(57)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)
米 一升	□	米 遠敷	□	石村	□	益人	弓張	□ 人稻	□ 人稻	□ 人稻	神人稻足	丈マ三	中臣公猪万

400

091 091 091 091 091 091 091 091 091 091 091 091 091

(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	(68)	(67)	(66)	(65)	(64)	(63)	(62)
木簡は一九九三年出土して 大大	不不 〔不 カ〕	申申 〔申 カ〕	惡惡 〔惡 カ〕	文文 〔文 カ〕	四々十六	兵衛 〔衛 カ〕 〔異筆 カ〕	字カ 〔字 カ〕 〔外 カ〕	里每里置 〔長 カ〕	以五十 〔戸 カ〕	廿三日	六十五 〔卅 五人 司〕

木簡は一九九三点出土しているが、大部分は小さな削屑で、

判  
讀

できるものは多くない。本報告では、主なものを掲出するにとどめる。

(1)は右辺は二次的整形。内容は解の書止めの部分である。公式令解式条によると、太政官に上申する場合にのみ、「謹解」と止めることになり、この木簡が太政官に宛てたものであることがわかる。(2)とあわせて、紫香楽宮における太政官の活動を示す史料であるかもしれない。

(2)・(3)は、米などの出給、収納、および水田經營に関わると思われる。(3)の左辺と下端は二次的整形で、右辺中央部に切り込みがある。「田司」というような興味深い文言が見えるが、具体的な内容は明らかではない。

(4)は、現状で長さ三〇cmちかい、比較的大きな木簡である。上級の人物に宛てた書状で、感情的な文言を書き連ねているが、残念ながら、具体的な内容はよくわからない。

(5)～(12)は、近江国を除く、諸国からの貢進物の付札と考えられるものである。(7)の左辺と右辺下半は二次的整形である。(7)・(10)は、物資の名が確認できないが、切り込みのある点、正確に地名を表記している点からみて、貢進物の付札であろう。ただし(6)・(9)・(11)・(12)は明確には断定できず、これらは推定にとどまる。(5)も付札の削屑の可能性があるが、断定はできない。(6)は参河国宝飯郡である。(8)の千葉郡は下総国である。(10)は丹後国熊野郡佐濃(佐野)郷である。(11)は

播磨国賀茂郡である。(12)の川勾は、郡名とすれば、伊勢国川曲郡、郷名とする、常陸国新治郡川曲郷・安房国安房郡川曲郷・上総国望陀郡川曲郷が候補となり、また下総国葛飾郡に川曲駅もある。

物資の名は(5)・(12)が白米、(8)が真手蛤交腊である。税目を表記するものはない。米の荷札の場合、一般的な傾向として、庸米とされる六斗・五斗八升の量目のもの以外は、年料春米の可能性があるとされている。(5)もその可能性がある。尾張国は年料春米の貢進国としては、すでに確認されている。

以上のような貢進物の付札は、本遺跡からこれまでにも多く出土している。第一九次調査以前の段階で、国レヴエルでは、参河・遠江・駿河・伊豆・上総・越前・丹波・阿波国である(本誌第一八号参照)。今回の調査によって、新たに尾張・下総、推定を含めれば、さらに、美濃・丹後・播磨国が加わったことになる。『続日本紀』天平一五年一〇月一六日条の東海・東山・北陸道諸国に調庸を紫香楽宮に貢納させたという記事との関連が問題となるが、出土する貢進物の付札は、税目を問わなければ、これら三道諸国に限定されることは、より明瞭になったといってよかろう。

(13)～(19)は、近江国の貢進物の付札と思われる木簡である。第一九次以前の調査では、近江国の付札は検出されておらず、今回、初め

て確認されたものである。(18)の下半部の左右は二次的整形である。

(13)～(15)は国名から書き出すが、(16)～(19)は郷名のみの記載であろう。

ただし、(17)は断片であり、確定はできない。(13)は近江国浅井郡速水

郷である。(16)の山直郷は、「和名抄」では、近江国甲賀郡・和泉国

和泉郡・大和国葛下郡に見えるが、近江国甲賀郡と解釈するのが妥

当であろう。(17)の必佐郷は近江国蒲生郡に見える。(18)の足積は近江

国高嶋郡善積郷のことであろう。同郷は「和名抄」では、善積郷となつてゐるが、もとは「あしづみ」郷であつた。長屋王家木簡に

「足積里」(奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報二七』

一九ページ)、天平宝字六年(七六二)五月一日「近江国符案」(大日

本古文書(編年文書)一五)に、「葦積郷」と見える。(19)は、おそらく

郷の字が欠落しており、細江は近江国坂田郡細江郷のことと思われる。「穴大友」は解釈しにくいが、穴(大)を穴太とみれば、近

江国坂田郡主帳の穴太村主麻呂(天平一九年一一月二二日「近江国坂田

郡司解」「大日本古文書(編年文書)九」などが見えることが注目され

る。また、大友を氏名と解釈して、近江国に居住する大友曰佐氏や

大友村主氏との関連を想定することも可能である。いざれにせよ、近江国との関係を読みとることができる。

(13)～(15)は上の諸国からの貢進物の付札と同様に理解することもで

きる。しかし、税目や物資の名が判明するものはない。(16)～(19)は、それらとは異なるタイプの付札である。これらに関する限りでは、

個人名を記し、物資は米であるという共通点を持つ。類似する木簡

として、A 「薩摩□心太一古入三斗」、B 「狭隈郷」、C 「横作郷米 □」(本誌第一七号(19)、第一八号(3)(26))があるが、異なる点もある。Aには個人名はなく、物資は米ではない。また、薩摩国の付札である

可能性もある。Bは、個人名の有無、物資名ともに不明である。な

お、狭隈郷は上総国平群郡である。Cには個人名がない。横作郷は

丹波国桑田郡である。この三点は、(16)～(19)のタイプの木簡が近江国に限定されるのか否か、という点で重要であるが、同タイプかどうか

かの判断には、より多くの事例が必要であろう。さらに、(20)も郷から始まるものであるが、蒿菊郷は初見であり、現在のところ、比定

地については知見がない。これらの郷から始まるタイプの木簡の性

格は、現状ではよくわからないが、(13)～(15)が他の諸国の貢進物付札

と同じものかどうかも含めて、その解明は大きな課題である。

(25)は小型の付札である。中衛は中衛府、官は太政官あるいは神祇官の可能性もある。当地における官司の存在を考える上で、興味深い。(29)の右辺は二次的整形。(33)は右辺中央部に切り込みがある。

(34)の上端は二次的に整形されたもの。

(36)～(39)は、文書木簡の削削と思われるものである。(36)の下端は焼損している。(38)(39)は材からみて、同一木簡の削削と思われる。

(56)は、意味するところは不明であるが、「日本古代人名辞典」などによると、花の字を名に持つ僧尼がいく人か見え、「花城」も僧

尼の名ではないかと思われる。仏教との関連が注目される。

(65)以下は習書などである。(66)は、令の習書の削屑と思われる。

「一戸とも戸令為里条を習書しているが、材の状態を見る限り、別木簡の削屑である。この条は「凡戸。以五十戸為里。毎里置長一人(略)」という内容である。大宝令復原の史料となるが、養老令と字句の異なる点はない。

(67)は千字文の習書である。(68)は九々である。

#### 第一七号所掲分

(1) 「▽薩摩□心太一古入二斗 212×27×4 032<sup>(2)</sup>

(2) 「▽參河国播豆 □▽ 245×24×5 031<sup>(2)</sup>

#### 第一八号所掲分

(3) 「▽伊豆国田方郡棄妾郷戸主大生部綾師戸大生部大麻呂調龜堅魚拾壹斤拾兩 七□ (296)×25×4 039<sup>(2)</sup>

(4) □浦郡託良郷 (104)×25×4 019<sup>(4)</sup> 245×24×5 031<sup>(2)</sup>

・ □足カ  
・ ×□庸米五斗

(5) □山背国葛野□ (265)×26×8 061<sup>(8)</sup>

・ 「 □○<sup>(別筆1)</sup> 養 徒六位上」

□ □同カ 秦□秦□□□□ (別筆2)  
年廿

□□□□□ (別筆3)  
「□□□□□」

565×26×8 061<sup>(8)</sup>

なお現在、宮町遺跡の出土木簡に関して、紫香楽宮跡調査委員会内の木簡解説部会において、全体的に再調査・整理を進めており、その結果、本誌(第一七・一八号)に報告済みの分についても、釈文の変わったものがいくつか存在する。ここで、それらの主なものを記載しておく。本誌「釈文の訂正と追加」欄にならない、既掲載時の木簡番号を付す。

□八月□<sup>〔通〕</sup>六人□

0914

「義□

0917

部門

0917

出雲□<sup>〔豊嶋カ〕</sup>

(99)×(32)×(1)

08121

正六位□行大掾□

09123

「横作郷米□

(110)×23×3

09128

〔鋸カ〕  
錢□

09129

(6)は、削屑二点が間をおいて続くものとしていたが、直接接続する

ことが判明し、釈文そのものも訂正した。(7)(8)は、削屑二点が間

をおいて続くものとしていたが、配列順が確定できないので、別の  
ものとする。ただし、同一木簡の削屑である。また、釈文も訂正し  
た。そのほかはすべて、釈文の訂正のみである。

## 9 関係文献

紫香楽宮跡調査委員会『宮町遺跡出土木簡概報』一(一九九九年)

(1~7・9 鈴木良章、8 鶯森浩幸)

## 滋賀・小谷城跡 (伝知善院跡)

おだにじょう  
ちざんいん

所在地 滋賀県東浅井郡湖北町大字郡上他

2 調査期間 一九九七年度調査 一九九七年(平9)九月~

一九九八年三月

3 発掘機関 湖北町教育委員会

4 調査担当者 山崎清和

5 遺跡の種類 城跡

6 遺跡の年代 一六世紀初期~中期

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

小谷城跡は、戦国大名浅井氏三代の居城の跡として知られる。一

九三七年に金吾丸から本丸

を経て、中の丸、京極丸、  
山王丸、さらに大嶽(小谷  
山山頂)に続く山稜及び、



清水谷をはさんだ西方の尾  
根上の山崎丸、福寿丸など  
の山城部分が史跡に指定さ  
れた。一九九五年二月には  
本丸が所在する尾根と山崎